

事前確認実施にかかるアップデート^{P1}

事前確認の実施にかかるアップデート

国税総局長は、事前確認(APA)実施に関する細則を定めた規則 No.PER-17¹ を公布しました。

従来、APAの一般的手続(申請手続、申請撤回及び更新等)は財務大臣規則 No.PMK-22²にて規定されていました。

PER-17はPER-69³を撤廃し、PMK-22の実施細則となります。PER-17の要点は以下のとおりです：

A. 申請手続

インドネシアの納税者は、下記のいずれかに基づき、自身が税務登記地の所管税務署を通じて、国税総局に対してAPA申請をすることができます：

- a) ユニラテラル APA 又はバイラテラル APA の形式による納税者からの申請、又は
- b) 租税条約締約国を通じた外国の納税者が提出したバイラテラル APA 申請に関するインドネシア国税総局からの書面通知

上記の(a)について、APA申請書提出のタイミングはPMK-22の規定、即ちAPA適用期間の開始から6～12ヶ月以内になっています。一方、上記の(b)については、インドネシアの納税者はAPA申請書をAPA適用期間開始前であればいつでも提出することができます。

PMK-22に基づき、APA申請書に記載された移転価格のアレンジメントは独立企業間の原則に準拠しなければなりません。さらに、記載されたアレンジメントによって、納税者の営業利益が、APA適用期間前の3年間における法人税申告書(CITR)にて申告される営業利益を下回るようにすることは認められません。

¹ 国税総局長規則 No.PER-17/PJ/2020 (PER-17)、2020年9月17日公布・発効

² 財務大臣規則 No.22/PMK.03/2020 (PMK-22)、2020年3月18日公布。詳細は、[TaxFlash No.12/2020](#)を参照

³ 国税総局長規則 No.PER-69/PJ/2010 (PER-69)、2010年12月31日公布

今般の PER-17 では、営業利益の要件は下記に定義される利益水準であることが明確になっています：

- a. 税引前利益又は純利益と売上高との間の比率、又は
- b. 税引前利益又は純利益と費用総額との間の比率

COVID-19 による影響に鑑み、当該要件の充足は多くの企業にとって困難であると言えます。COVID-19 の影響を受けた納税者の APA 申請における財務諸表の利益水準予測は、PER-17 の付録書式を使用し、通常であれば達成できるであろう利益水準に調整した数値を記載することが認められます。しかしながら、当該の調整についての詳細な指針は示されていません。

国税総局は、下記の主体と APA 交渉を実施します：

- a. ユニラテラル APA の場合：納税者、又は
- b. バイラテラル APA の場合：相互協議 (MAP) を通じた租税条約締約国の権限ある当局

加えて、特に上記の (b) に関して、PER-17 では、バイラテラル APA 申請を受けて、MAP を通じて租税条約締約国の権限ある当局と APA 協議開始済みであるものの MAP 自体が未合意の場合、バイラテラル APA 協議を目的として MAP 規則に従って MAP の実施を再度要請することができると定めています。

B. APA 申請の撤回

納税者は、APA 交渉の完了前に APA 申請の撤回を申し出ることができます。バイラテラル APA に関連して、国税総局はバイラテラル APA プロセスの終了を書面で通知し、同時にユニラテラル APA 申請の適格要件についても通知します。

納税者は書面の通知を受け取ってから 10 日以内に、国税総局に対しユニラテラル APA の適用を申請することができます。これを受けて国税総局は、納税者と APA 協議を 6 ヶ月以内 (バイラテラル APA 協議が既に実施されている場合) 若しくは 12 ヶ月以内 (バイラテラル APA 協議が既に実施されていない場合) に実施しなければなりません。

C. APA 実施の評価

納税者による APA 規則の遵守をモニタリングするために、国税総局は合意の履行内容について下記を含めて評価します：

- a. APA 実施における遵守の評価、及び
- b. 決定された AP 合意の下での移転価格アレンジメントの策定基準の適正性に関する評価

上記の評価に基づき、納税者が APA 規則を遵守していないことが判明した場合、国税総局は現行の税法規定に従い所定の対応措置を採ります。

一方、上記の (b) で規定される評価結果に基づき、国税総局は、PMK-22 の規定に準拠して、APA の内容を再度精査する又は APA 適用期間終了前に APA を終了させるかのいずれかの対応を採ります。

さらに、納税者が不正確な情報、証拠、供述を提供した、又は納税者が認識している若しくは認識しているべき情報、証拠、供述を提供していないことが分かった場合、かつ当該情報、証拠、供述が APA の交渉結果を左右するものであった場合、国税総局は納税者に対し当該事項の説明を求める要請を書面で通知します。納税者は当該通知を受け取ってから、書面にて回答しなければなりません。これを怠った場合、APA の取消に至る可能性があります。

APA の再評価

APA で合意された重要な前提とともに APA で網羅される関連者間取引に関する事実及び条件に重要な変更が生じた場合、国税総局は APA の内容を再評価する場合があります。この場合、国税総局はその再評価の結果を書面にて納税者に通知します。一方、納税者の側でも必要に応じて、APA 再評価の実施を国税総局に要請することができます。

本稿で取り上げたトピックについてご質問等ございましたら、PwC インドネシア担当者まで、お気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com

Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@pwc.com

Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.